

# 燃油消費量を減らすための活動を支援します ～ 省燃油活動推進事業 ～

## 実施主体

- 水産業協同組合または漁業者団体、市町村等で構成する**地域水産業再生委員会**

## 事業の流れ

① 地域水産業再生委員会の立上げ



② 省燃油活動プランの策定(※)



※(一社)漁業経営安定化推進協会のプラン承認が必要です

③ 省燃油活動推進事業の実施及び助成

⇒地域水産業再生委員会から当該委員会に属する漁業者に配分

## 支援内容

- 以下のような燃油消費量を減らすための活動に取り組む「漁業者グループ」を支援します。
  - ① 漁船の燃費向上のための**船底状態改善**
  - ② 効率操業のための**漁場データ収集・分析**
  - ③ 省エネ漁具等による**省エネ操業の実証**
  - ④ 省エネ効果がある活動として水産庁長官が認めるもの

## 助成額

- 実施した省燃油活動に対し、地域水産業再生委員会に属する漁業者のうち、**特別対策※1**に加入している**漁業者の燃油使用量に応じて支援**します。

※1 漁業用燃油緊急特別対策(平成25年6月5日水産庁決定)のことです。

※2 具体的な支援額については、地域水産業再生委員会により異なります。個別に御相談ください。

〔※3 委員会が小規模漁業者で構成される場合、支援の特例が認められる場合があります。〕

詳しくは、漁業経営安定化推進協会(☎03-6895-0100)、  
お近くの漁協、もしくは水産庁企画課(☎03-6744-2341)までお問い合わせください。

# 省エネ機器の導入を支援します ～ 省エネ機器等導入推進事業 ～

## 実施主体

- 原則5人以上のグループ
  - ※ グループ構成員の全員が漁業経営セーフティーネット構築事業の加入者である必要があります。

## 事業要件

- 現在使用の機器と比較し、燃油使用量が10%以上削減できる場合、本事業を活用できます。
  - ※ 船内機及び船外機を導入する際には、燃油使用量を5%以上の削減して頂ければ本事業の対象としますが、導入機器は省エネ機器リストから選択して頂く必要があります。

## 事業の流れ

### ① 漁業者のグループ化



- ・ 漁協等が調整し、5人以上でグループを結成
- ・ グループ全体で、導入の要件を満たせるか検討。導入経費を見積り、応募の書類を作成

### ② (一社)漁業経営安定化推進協会(漁安協)に申請



### ③ 漁安協内の「省エネ機器等評価委員会」で審査

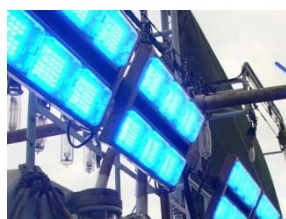


- ・ 導入の要件を満たしているか、確実に省エネが可能なのか専門家が審査
- ・ 申請が多数の場合は、優先順位付けを行い、助成を決定

### ④ (漁安協承認後)事業スタート(省エネ機器の導入開始)

## 主な支援対象機器

LED集魚灯、船内機、船外機、乾燥機など



## 補助率

導入する**機器本体金額の1/2以内**(機器は1人1機種1台)

詳しくは、漁業経営安定化推進協会(☎03-6895-0100)、お近くの漁協や漁連の担当もしくは水産庁企画課(☎03-6744-2341)までお問い合わせください。